

平成28年度 農業研修生募集

村では、新たな農業担い手を確保・育成するため、農業技術を習得する農業研修生を募集します。

締め切り

2月29日(月) ※午後5時必着

研修期間および募集人員

・国支援型（最大2年） 4人 4月1日(金)～
 ・村(県)支援型（最大2年） 1人 4月1日(金)～

応募条件など

応募要件、処遇などは、各支援体制によって若干異なります。詳しくは、村ホームページに掲載しています。その他確認事項などについては、村農業研修生受入協議会事務局（役場農政課）までお問い合わせください。

【注意】

新規参加者は、応募時までに、短期研修実施済みであることが要件となります。平成28年度の研修に応募する人は、早目にご連絡ください。短期研修についても、事務局にご連絡ください。

農業後継者で、親元研修ができる人は、対象となりませんのでご了承ください。

国支援型（青年就農給付金(準備型)）研修生	村(県)支援型（新農業人育成事業）研修生
<ul style="list-style-type: none"> ●対象年齢 就農時の年齢が45歳未満 ●研修手当など 研修給付金1,500千円/年（国支給に準ずる） ●その他 研修費負担有15千円/月。労災保険なし 交通費、食費などは研修生自己負担 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象年齢 研修開始時の年齢が18歳～45歳以下（※Iターン、Jターン者） 18歳～おおむね60歳以下（※Uターン者） ●研修手当 研修手当111千円程度/月 ●その他 労災保険有。研修費負担なし 交通費、食費などは研修生自己負担

応募方法

申込用紙（村ホームページに掲載・役場農政課に設置）に必要事項を記入のうえ、募集期間までに村農業研修生受入協議会事務局（役場農政課）に提出してください。

選考方法

村農業研修生受入協議会選考会で書類審査および面接を実施します。

面接は3月10日(木)の予定で、選考結果は1週間以内に通知、4月1日より研修開始となります。

以下の人も対象となります

- ①他産業に従事していたが、離職し、独立就農を目指す人
 - 例1 本村に在住しており、他産業に従事しているが、離職し、新規就農を目指す人
 - 例2 村外に在住していたが、帰郷し、新規就農を目指す人
 - ②農家出身だが、親元研修ができない人
 - 例1 両親とは異なる、新たな作物導入（施設園芸など）に取り組みたい人
 - 例2 既に就農しているが、経営安定のため新たな作物導入（施設園芸など）への経営転換に取り組みたい人
- ※ただし、①②ともに親元研修（両親のもとで研修）ができる人は対象となりません。

〈問い合わせ〉村農業研修生受入協議会事務局（役場 農政課農政係） TEL(62)9113



※協議会では、農業研修生受入農家も募集しています。詳しくは事務局までご連絡ください。